

## 第2章 個票

---

# 1 令和3年度市民参加手続実践事業一覧

No.	令和3年度 新規	令和3年度 再開	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
1	○		(仮称)第6次調布市総合計画策定に向けた取組	委員会・審議会, パブリック・コメント	220	企画経営課
2			市民意識調査の実施	アンケート調査	1,105	企画経営課
3		○	調布市調布飛行場対策協議会	委員会・審議会	13	企画経営課
4		○	調布市総合教育会議	委員会・審議会	7	企画経営課
5			行革プラン2019(令和2年度の取組状況)の公表	アンケート調査	0	企画経営課
6			調布市行政評価(令和2年度振り返り評価)の公表	アンケート調査	0	企画経営課
7	○		調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例の制定	パブリック・コメント	3	デジタル行政推進課
8			調布市情報公開審査会	委員会・審議会	23	総務課
9			調布市個人情報保護審査会	委員会・審議会	42	総務課
10			調布市消防委員会	委員会・審議会	18	総合防災安全課
11			調布市生活安全対策協議会	委員会・審議会	15	総合防災安全課
12		○	市長と語る・ふれあいトーク	説明会・意見交換会	46	市民相談課
13	○		調布市2019-2020プロジェクト全体会議	説明会・意見交換会	291	オリンピック・パラリンピック担当
14			市民活動支援センターの運営	委員会・審議会	132	協働推進課
15			地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	説明会・意見交換会	78	協働推進課
16			調布市男女共同参画推進センター運営委員会の開催	委員会・審議会	50	男女共同参画推進課
17	○		調布市男女共同参画推進プラン(第5次)の策定	パブリック・コメント	1	男女共同参画推進課
18			調布市スポーツ推進審議会	委員会・審議会	29	スポーツ振興課
19			調布市スポーツ推進委員会	委員会・審議会	209	スポーツ振興課
20			調布市子ども・子育て会議	委員会・審議会	36	子ども政策課
21			調布市次世代育成支援協議会	委員会・審議会	36	子ども政策課
22	○		調布っ子応援プロジェクト第3弾～子育て家庭への生活支援事業～	アンケート調査	954	子ども政策課
23			調布市ひとり親家庭等アンケート調査	アンケート調査	601	子ども家庭課
24			児童館運営会議	委員会・審議会	374	児童青少年課
25			乳幼児施設連絡会	説明会・意見交換会	21	児童青少年課

No.	令和3年度 新規	令和3年度 再開	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
26			学童クラブ・ユーフォー利用状況調査	アンケート調査	1,206	児童青少年課
27			調布市児童館の民間活力の活用	説明会・意見交換会	74	児童青少年課
28			調布市地域福祉推進会議	委員会・審議会	57	福祉総務課
29			避難支援者連絡会	説明会・意見交換会	36	福祉総務課
30	○		調布市再犯防止推進計画策定委員会	委員会・審議会	52	福祉総務課
31			総合福祉センターの整備に関する検討会	委員会・審議会,パブリック・コメント	64	福祉総務課 企画経営課
32	○		新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	委員会・審議会	26	福祉総務課 企画経営課
33			調布市高齢者福祉推進協議会	委員会・審議会	85	高齢者支援室
34			調布市障害者地域自立支援協議会	委員会・審議会	225	障害福祉課
35			調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	委員会・審議会	26	障害福祉課
36			調布市子ども発達センター運営会議	委員会・審議会	8	子ども発達センター
37			調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	委員会・審議会	18	子ども発達センター
38	○		調布市子ども発達センター事業の運営	アンケート調査	127	子ども発達センター
39			調布市健康づくり推進協議会	委員会・審議会	32	健康推進課
40			調布市国民健康保険運営協議会	委員会・審議会	43	保険年金課
41			調布市環境保全審議会の運営	委員会・審議会	40	環境政策課
42			みんなの森特別緑地保全地区保全管理計画策定業務	説明会・意見交換会, アンケート調査	36	緑と公園課
43	○		(仮称)凸凹山児童公園・若宮自然広場周辺機能再編整備プラン策定	説明会・意見交換会, アンケート調査	786	緑と公園課
44	○		仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業	説明会・意見交換会	29	下水道課
45			調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	委員会・審議会	88	ごみ対策課
46	○		調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	委員会・審議会	29	ごみ対策課
47			都市計画決定手続に係る市民参加(都市計画審議会の運営)	委員会・審議会	63	都市計画課
48			調布市景観審議会の運営	委員会・審議会	10	都市計画課
49			調布市景観まちづくり市民検討会	アンケート調査	35	都市計画課
50			地区計画制度を活用した街づくり	説明会・意見交換会	456	都市計画課
51			調布市空き家等対策推進協議会の運営	委員会・審議会	23	住宅課

No.	令和3年度 新規	令和3年度 再開	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
52			調布駅前広場の整備	説明会・意見交換会, アンケート調査	121	街づくり事業課
53			調布市道路網計画における計画検討路線の検討	説明会・意見交換会, アンケート調査	296	街づくり事業課
54	○		調布市街路樹管理計画の策定	パブリック・コメント	6	道路管理課
55			バリアフリー事業の推進	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, パブリックコメント	96	交通対策課
56			自転車駐車場の整備・有料化	説明会・意見交換会	59	交通対策課
57			ミニバス西路線(調43)事業	委員会・審議会	22	交通対策課
58	○		ミニバス北路線(調37)事業	委員会・審議会	44	交通対策課
59	○		北部地域巡回公共交通(実証実験)事業	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, アンケート調査	1,824	交通対策課
60			調布市総合交通計画の改定	委員会・審議会, アンケート調査	2,401	交通対策課
61			建築審査会	委員会・審議会	48	建築指導課
62			調布市教育委員会定例会	委員会・審議会	150	教育総務課
63			調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	委員会・審議会	2	教育総務課
64	○		調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, アンケート調査	1,872	教育総務課
65			調布市社会教育委員の会議	委員会・審議会	66	社会教育課
66			公民館の運営	委員会・審議会, 説明会・意見交換会	205	東部公民館 西部公民館 北部公民館
67			調布市立図書館協議会	委員会・審議会	30	図書館
68		○	図書館利用者懇談会	説明会・意見交換会	3	図書館
69			調布市文化財保護審議会	委員会・審議会	30	郷土博物館
合 計					15,253	

※令和3年度の新規事業は15事業です。



## 2 市民参加手続実践事業調査票

令和3年度の市民参加手続実践事業について、概要をまとめた調査票を市の組織(部)別に掲載しています。調査票の見方は下記を御参照ください。

また、各取組及び公表項目は、平成22年3月に策定した市民参加手続ガイドラインに準じて設定しています。

### 【市民参加手続実践事業調査票の見方】

実践事業名には、実際に市民参加を行った事業名を、事務事業名には、事務事業評価の事務事業名を記載しています。

事業の説明と目的や方法について記載しています。

No. **				
市民参加手続 実践事業名		所管部課名		
事務事業名		電話番号		
事業の概要 (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
合 計			人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

実施段階ごとに、実施した市民参加手続について、実施日・回数、参加延人数等を記載しています。備考欄には、委員会・審議会名やアンケートの回答率等を記載しています。

市民参加手続実施に当たっての課題と対応策や、コロナ禍における工夫等を記載しています。

「委員会・審議会」の場合、委員会等の名称と傍聴者数を記載しています。  
「説明会・意見交換会」の場合、対象者と開催場所を記載しています。

# 行政経営部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
1	(仮称)第6次調布市総合計画策定に向けた取組	委員会・審議会, パブリック・コメント	220	企画経営課
2	市民意識調査の実施	アンケート調査	1,105	企画経営課
3	調布市調布飛行場対策協議会	委員会・審議会	13	企画経営課
4	調布市総合教育会議	委員会・審議会	7	企画経営課
5	行革プラン2019(令和2年度の取組状況)の公表	アンケート調査	0	企画経営課
6	調布市行政評価(令和2年度振返り評価)の公表	アンケート調査	0	企画経営課
7	調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例の制定	パブリック・コメント	3	デジタル行政推進課

市民参加手続 実践事業名	(仮称) 第6次調布市総合計画策定に向けた取組	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	総合計画等の策定・推進事務	電話番号	042-481-7368	
<b>事業の概要</b> (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
令和5年度を初年度とする新たな総合計画(基本構想・基本計画)の策定に向け、基本的な事項を定めた策定方針について、パブリック・コメント手続を経て決定した。基本構想の検討に当たっては、市民との協働による検討組織「調布市基本構想策定推進市民会議」を設置し、令和3年度は全10回の会議を通じて検討を進めた。10回目の市民会議は、その間の検討状況を広く市民に説明する中間報告会として実施した。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	パブリック・コメント	4月26日～5月31日	12	(仮称)第6次調布市総合計画策定方針 意見数44件、令和3年7月策定
構想段階	委員会・審議会	10回	208	調布市基本構想策定推進市民会議 ※第10回は中間報告会として実施(一般参加者15人)
合 計			220 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
調布市基本構想策定推進市民会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オリエンテーションとなる第1回～第4回はオンライン会議を原則として実施(オンライン環境がない委員のため、市役所からオンライン参加できる環境を整えた)。議論が本格化する第5回以降は、オンサイト(会場)とオンラインを併用し、検温・手指消毒・飛沫防止パネルを設置するなど新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底した。また、オンサイトでは1つの会場に密集しないよう、3つの分科会ごとに会場を分け、それぞれの会場をオンラインによってつないで中継するといった工夫を行った。				

市民参加手続 実践事業名	市民意識調査の実施	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	市民意識調査の実施	電話番号	042-481-7368	
<b>事業の概要</b> (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
「調布市基本計画」における各施策の達成度を測る「まちづくり指標」の現状値や、市民が日常感じているくらしの満足度、市が行う施策に関する市民ニーズ等を把握し、今後の市政・まちづくりに活用するため、無作為抽出した満16歳以上の市民約3,000人に対するアンケート調査を行った。対象者に調査票を郵送で送付し、返信用封筒にて回答していただいた。今回の調査では、LoGoフォームを活用し、オンラインで回答ができるよう試行的な取組を併せて実施した。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	2月4日～2月21日	1,105	調布市民意識調査 (回答率36.1%)
合 計			1,105 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
アンケートの回答期間中に、御礼状兼協力依頼状のはがきを送付し、回答率の向上に努めた。例年、住民基本台帳から、性別・年齢・地域別の人口構成に合わせて無作為に抽出した3,000人に調査票を配布しているが、年齢が高くなるにつれて回答率が高くなる傾向にあり、人口構成比・回答率のどちらも低い若年層の回答数確保には課題がある。スマートフォンアプリ(LINE)やLoGoフォーム等のオンラインでも回答しやすいよう、設問数やレイアウトの工夫が必要である。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



市民参加手続 実践事業名	調布市調布飛行場対策協議会	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	調布飛行場対策協議会の運営	電話番号	042-481-7368	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市調布飛行場対策協議会は、地域の自治会から推薦されている市民や学識経験者などで構成されている。東京都調布飛行場の管理運営に関し、市民の生活環境の保全を図るため、飛行場及び関連施設の新設並びに改良工事（軽微なものを除く。）に関する事、航空路線及び変更に関する事、離着陸の制限等の変更に関する事、騒音及び安全対策の基本的事項に関する事、新たな機種種の航空機の飛行場使用に関する事、飛行場管理者に対する要望事項に関する事、その他市長が必要と認める事項に関する事について協議し、その結果を市長に報告する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6月30日	13	調布市調布飛行場対策協議会 (傍聴者2人)
合 計			13 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
令和3年度は、新たな機種種の航空機の調布飛行場の使用について協議を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要十分な傍聴席の確保に努めるため、過去の開催実績や議題に応じた傍聴者数を見込み、可能な限り広い会場選定に努め、会議資料を傍聴者へ配付している。				

市民参加手続 実践事業名	調布市総合教育会議	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	総合教育会議の運営	電話番号	042-481-7368	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）に伴い、調布市総合教育会議運営規程（平成27年5月22日施行）を定め、市長と教育委員会が、教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行う調布市総合教育会議を設置した。大綱の策定に関する事、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事及び児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事について、協議、調整を行う。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	10月13日	7	調布市総合教育会議 (授業視察のため傍聴不可)
合 計			7 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
令和3年度は、市立小学校におけるICT機器の活用による学習環境について、授業視察を行った。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	行革プラン2019（令和2年度の取組状況）の公表	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	行革プランの策定・推進事務	電話番号	042-481-7362	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>行革プランの今後の取組の参考とするため、アンケート票を添付した「行革プラン2019＜令和2年度の取組状況＞」（冊子）を各公共施設に配架することで、市民参加の機会を設けた。 アンケート票では、評価内容、評価結果、公表内容、公表方法、取組全般等について御意見等を伺うものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等で受領するものとした。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	9月5日～（通年実施）	0	
合 計			0 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>幅広い年齢層からの市民参加を得るため、当該冊子を各公共施設等に配架した。 今後も行革プランに関する取組の公表を行うに当たっては、継続して当該取組を実施していく。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市行政評価（令和2年度振返り評価）の公表	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	行政評価システムに基づく行財政運営の推進	電話番号	042-481-7362	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>行政評価や施策、事務事業の今後の取組の参考とするため、アンケート票を添付した「令和3年度調布市行政評価（令和2年度振返り評価）」（冊子）を各公共施設に配架することで、市民参加の機会を設けた。 アンケート票では、評価内容、評価結果、公表内容、公表方法、取組全般等について御意見等を伺うものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等で受領するものとした。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	9月5日～（通年実施）	0	
合 計			0 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>幅広い年齢層からの市民参加を得るため、当該冊子を各公共施設等に配架した。 今後も施策、事務事業に関する取組の公表を行うに当たっては、継続して当該取組を実施していく。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例 の制定	所管部課名	行政経営部 デジタル行政推進課	
事務事業名	電算管理事務	電話番号	042-441-6117	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
行政運営の簡素化及び効率化を図るため、書面で行うこととされている手続について、デジタル技術の活用による手続も併せて可能とするための通則的な条例を制定した。 本条例の制定を契機に、条件が整った手続から順次デジタル技術の活用を進めていくことから、市民から意見を募集するためパブリック・コメント手続を実施した。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	10月6日～11月5日	3	意見数14件、令和4年3月制定
合 計			3 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
パブリック・コメント手続の実施に当たっては、意見募集開始前及び意見募集実施中に市報による広報を行ったほか、各公共施設へ条例案を配架した。また、幅広い年齢層からの市民意見を得るため、試行的に「デジタル行政推進課公式note（ノート）」※を活用するなど周知を図った。 ※note（ノート）…簡易な操作で、文章・イラスト・写真などのコンテンツを投稿できる総合メディアプラットフォーム（配信サイト）				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



# 総務部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
8	調布市情報公開審査会	委員会・審議会	23	総務課
9	調布市個人情報保護審査会	委員会・審議会	42	総務課
10	調布市消防委員会	委員会・審議会	18	総合防災安全課
11	調布市生活安全対策協議会	委員会・審議会	15	総合防災安全課

市民参加手続 実践事業名	調布市情報公開審査会	所管部課名	総務部 総務課	
事務事業名	情報公開事務	電話番号	042-481-7370	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市情報公開審査会は、調布市情報公開条例に基づき昭和63年10月1日に設置し、市民及び学識経験者によって組織する。第三者機関である審査会が、情報公開請求に係る公開決定等の当否について審議すること、また、情報公開制度全般の改善や情報公開の重要な事項について、実施機関に意見を述べることにより、調布市情報公開条例の公正かつ民主的な運営を確保する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5回	23	情報公開審査会 (傍聴者6人)
合 計			23 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
諮問内容及び報告内容が多くなることや、その分野が多岐に渡ることがあるため、審査会において委員が意見を出しやすいよう資料の事前送付を行っている。また、審査会の開催日程について、より多くの委員が出席できるよう配慮している。参加委員については、連続して務めていただいている方も多いため、その知識と経験を生かし、より良い運営に繋げていきたい。審査会中は会場の換気を常に行い、会場にはパーテーションやアルコール消毒液を設置して感染防止に努めた。				

市民参加手続 実践事業名	調布市個人情報保護審査会	所管部課名	総務部 総務課	
事務事業名	個人情報保護事務	電話番号	042-481-7370	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市個人情報保護審査会は、調布市個人情報保護条例に基づき、平成12年4月1日に設置され、市民及び学識経験者によって組織する。内容や収集方法など、個人情報の例外的な取扱いを行う場合に、審査会は実施機関からの諮問について審議し、承認・不承認の答申をする。また、個人情報の保護に関する重要な事項について審議し、実施機関に対して意見を述べる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	42	個人情報保護審査会 (傍聴者7人)
合 計			42 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
諮問内容及び報告内容が多くなることや、その分野が多岐に渡ることがあるため、審査会において委員が意見を出しやすいよう資料の事前送付を行っている。また、審査会の開催日程について、より多くの委員が出席できるよう配慮している。参加委員については、連続して務めていただいている方も多いため、その知識と経験を生かし、より良い運営に繋げていきたい。審査会中は会場の換気を常に行い、会場にはパーテーションやアルコール消毒液を設置して感染防止に努めた。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市消防委員会	所管部課名	総務部 総合防災安全課	
事務事業名	調布市消防委員会	電話番号	042-481-7348	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市消防委員会は、消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の定員・報酬・手当及び服務に関することや、消防施設の改善に関すること等必要な事項について調査審議のうえ答申し、又は意見を述べる諮問機関である。委員会は、学識経験者及び関係機関で構成する。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	10月21日	9	消防委員会 (傍聴者0人)
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	11月18日	9	消防委員会 (傍聴者0人)
合 計			18 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員の欠席があった場合、委員会において意見やニーズを把握できない場合が考えられるため、開催日時の設定については事前に調整を行うなどの配慮が必要となる。 平成28年4月に施行した「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市報や市ホームページ等で傍聴案内を行ったほか、会議資料を含む会議結果の公表を行った。				

市民参加手続 実践事業名	調布市生活安全対策協議会	所管部課名	総務部 総合防災安全課	
事務事業名	調布市防犯対策における連絡調整	電話番号	042-481-7547	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民の生活安全に関する意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって安全な市民生活の保持に寄与することを目的とし、市民の生活安全の意識の高揚を図るための啓発や市民の自発的な生活安全活動に対する援助に関し、関係機関と相互に協力、連絡調整を図るため、調布市生活安全対策協議会を設置する。協議会は、調布地区防犯協会会員のほか、調布警察署職員、調布市消防団本部員、調布消防署員、市職員で構成する。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月9日	7	生活安全対策協議会 (非公開)
事業評価の段階	委員会・審議会	3月23日	8	生活安全対策協議会 (非公開)
合 計			15 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員の欠席があった場合、委員会において意見やニーズを把握できない場合が考えられるため、開催日時の設定については事前に調整を行うなどの配慮が必要となる。 調布市生活安全対策協議会は、調布市情報公開条例に定める非公開情報に該当する議題を取り扱うため、非公開で開催しているが、平成28年4月に施行した「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページ等で会議結果の公表を行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。





# 市民部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
12	市長と語る・ふれあいトークン	説明会・意見交換会	46	市民相談課

市民参加手続 実践事業名	市長と語る・ふれあいトーク	所管部課名	市民部 市民相談課	
事務事業名	ふれあいトーク運営事業	電話番号	042-481-7033	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民から市政やまちづくりについての意見や提案をお聴きし、市長が市の考え方などについて直接説明することにより、市政への関心を高め一緒に考えてもらう機会を提供することを目的に実施した。また、円滑な運営を通じて多様な世代の意見などの把握に努め、市政の施策に活かすため、庁内での情報の共有を推進した。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	説明会・意見交換会	7月17日, 11月21日, 2月20日	46	市民(オンライン, 市民プラザ あくろす)
合 計			46 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
開催に当たっては、幅広い年齢層に参加していただくために住民基本台帳から無作為に抽出した市民に開催通知を送付し、参加を呼び掛けた。開催日は土曜日もしくは日曜日とし、参加者には事前に関心事項をお聴きし、出来るだけ多くの参加者が発言できるように努めた。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止策として7月17日及び2月20日には、オンラインにて開催した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

# 生活文化スポーツ部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
13	調布市2019-2020プロジェクト全体会議	説明会・意見交換会	291	オリンピック・パラ リンピック担当
14	市民活動支援センターの運営	委員会・審議会	132	協働推進課
15	地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	説明会・意見交換会	78	協働推進課
16	調布市男女共同参画推進センター運営委員会の開催	委員会・審議会	50	男女共同参画推 進課
17	調布市男女共同参画推進プラン(第5次)の策定	パブリック・コメント	1	男女共同参画推 進課
18	調布市スポーツ推進審議会	委員会・審議会	29	スポーツ振興課
19	調布市スポーツ推進委員会	委員会・審議会	209	スポーツ振興課

市民参加手続 実践事業名	調布市2019-2020プロジェクト全体会議	所管部課名	生活文化スポーツ部 オリンピック・パラリンピック担当	
事務事業名	調布市2019-2020プロジェクト全体会議	電話番号	042-481-7447 042-481-7496	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
行政と市議会、市内関係団体が一丸となり、「オール調布」の視点に立った取組が進められるよう、「調布市2019-2020プロジェクト全体会議」を平成30年8月21日に設置し、大会関連情報の共有を図ってきた。会議は、行政、議会、スポーツ、文化・国際交流、産業・観光、交通、安全・安心、メディア、地域、社会福祉、教育など、各文化の関係団体等で構成された。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	7月13日	146	書面開催
事業実施段階	説明会・意見交換会	3月23日	145	書面開催
合 計			291 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度は全て書面開催となった。 なお、全体会議は、東京2020大会終了に伴い、令和4年3月末をもって解散となった。				

市民参加手続 実践事業名	市民活動支援センターの運営	所管部課名	生活文化スポーツ部 協働推進課	
事務事業名	市民活動支援センターの運営	電話番号	042-481-7036	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民活動支援センターは「市民活動は市民が支える」という観点から、運営団体を公益な社会貢献活動を行う社会福祉法人調布市社会福祉協議会に業務委託し、市民との協働事業と位置付け運営している。センターの運営に当たっては、幅広い分野で活動する市民やNPO等から構成される、市民活動支援センター運営委員会において意見交換し、市民のニーズを運営方針に反映させるとともに、定例の打合せの場を活用し、市と運営団体の意思疎通を図っている。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	10回	132	市民活動支援センター運営委員会 （傍聴者0人）
合 計			132 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
運営委員会の開催に当たっては、仕事のある委員も参加しやすいよう、平日夜間の開催とするとともに、市ホームページやセンター広報紙「えんがわだより」、運営団体である調布市社会福祉協議会の広報媒体も活用し、幅広く傍聴案内を行っている。また、市内で活動する多くの市民が利用する施設であるため、センター内に意見箱を設置するなど、運営に関して日常的に意見や要望を寄せただけのよう配慮を行っている。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、状況に応じ、書面開催やオンライン開催、対面とオンラインを組み合わせるなど開催方法を工夫をした。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	所管部課名	生活文化スポーツ部 協働推進課	
事務事業名	地域コミュニティの醸成	電話番号	042-481-7036	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
まちづくり活動の輪を広げながら、地域の方々との議論を通して将来のコミュニティの在り方を検討するとともに、地域コミュニティ活動が活発になるような支援策を検討することを目的に、コミュニティ推進連絡会及び地区協議会連絡会を定期的に開催した。地域活動に精通したコミュニティ推進協力員（令和3年度末時点で5人に委嘱）や、地域活動を実践している地区協議会（令和3年度末時点で市内17小学校区で設立・活動）の代表者等とコミュニティ支援策について意見交換を実施している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	7回	78	コミュニティ推進連絡会 (4回開催 延べ17人参加) 地区協議会連絡会 (3回開催 延べ61人参加)
合 計			78 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
それぞれの連絡会の開催に当たり、各構成員が参加しやすい時間帯の開催としている。また、参加者同士の意見交換や情報共有等ができるように会議の進め方を工夫した。 コミュニティ推進連絡会及び地区協議会連絡会ともに通常は年に4回開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティ推進連絡会ではオンラインと対面を併用した開催を1回行い、地区協議会連絡会では1回を中止し、資料送付した。また、感染拡大防止への対策として、広い会議室の確保や、会議当日の参加者の検温・アルコール消毒等に努めた。				

市民参加手続 実践事業名	調布市男女共同参画推進センター運営委員会の開催	所管部課名	生活文化スポーツ部男女共同参画推進課	
事務事業名	男女共同参画推進プランの推進	電話番号	042-443-1213	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
男女共同参画推進センターの事業について、男女共同参画社会の実現を目指した適切な運営を検討するため、市民及び学識経験者から成る運営委員会を設置している。また、平成28年度から、市内において女性の職業生活の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、男女共同参画推進センター運営委員会を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条に基づく協議会」として位置づけ、当該協議会の構成員は、男女共同参画推進センター運営委員会の委員を兼ね、男女共同参画推進センター運営委員会の中で開催することとした。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5回	50	男女共同参画推進センター運営委員会（傍聴者2人）
合 計			50 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
運営委員会の開催に当たっては、各委員の参加しやすい夜間の時間帯に開催した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市男女共同参画推進プラン（第5次）の策定	所管部課名	生活文化スポーツ部 男女共同参画推進課	
事務事業名	男女共同参画推進プランの推進	電話番号	042-443-1213	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>これまで男女共同参画社会基本法に基づく計画として、4次にわたり男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきた。現行のプランが令和3年度で最終年次を迎えることから、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や市の取組状況等を踏まえ、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする調布市男女共同参画推進プラン（第5次）を策定する。策定に当たり、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続を実施した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント	12月20日～1月21日	1	意見数1件、令和4年3月策定
合 計			1 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>パブリック・コメント期間中に年末年始があることを考慮し、募集期間を長く設定した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市スポーツ推進審議会	所管部課名	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
事務事業名	スポーツ推進審議会の運営	電話番号	042-481-7496	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>スポーツ推進審議会は、市におけるスポーツの推進を図るため、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査・審議し、答申するとともに、これらの事項について市長に建議するため、スポーツに関する学識経験者及び知識経験を有する者並びに関係行政機関の職員のうちから、各所属団体等の属する長からの推薦をもって委嘱する委員10人以内で組織している。令和3年度においては、調布市スポーツ推進計画の策定についての意見などをいただいた。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	委員会・審議会	9月22日、11月17日、 2月21日、3月28日	29	スポーツ推進審議会 （傍聴者0人）
合 計			29 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>市民参加に当たっての委員選定について、様々な分野からの推薦による委員が参加したことで、多角的な視点からの活発な意見交換が行えている。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、オンラインも併用して審議会を開催した。スポーツ推進計画の策定に向けた審議など、今後の市のスポーツ振興の方向性についても意見をいただきながら検討していく必要がある。</p>				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市スポーツ推進委員会	所管部課名	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
事務事業名	スポーツ推進委員会の運営	電話番号	042-481-7496	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>スポーツ推進委員会は、誰もが気軽に楽しめるレクリエーション的要素の強いスポーツ「ニュースポーツ」を紹介・普及し、地域スポーツ振興を図るため、学校長及び学校開放運営委員長推薦で市内に20ある市立小学校関係者から各1名ずつ、調布市レクリエーション研究会員1人の計21人で組織している。</p>				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	委員会・審議会	12回	209	スポーツ推進委員会 (傍聴者0人)
合 計			209 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも、定例会をオンラインにて開催するなど活動を止めないための工夫を行った。また、動画によるニュースポーツの普及、感染症対策を実施した上での事業開催などスポーツの普及についても工夫をして実施した。今後はスポーツ推進委員会の広報活動について積極的に情報発信していきたい。</p>				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。





# 子ども生活部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
20	調布市子ども・子育て会議	委員会・審議会	36	子ども政策課
21	調布市次世代育成支援協議会	委員会・審議会	36	子ども政策課
22	調布っ子応援プロジェクト第3弾～子育て家庭への生活支援事業～	アンケート調査	954	子ども政策課
23	調布市ひとり親家庭等アンケート調査	アンケート調査	601	子ども家庭課
24	児童館運営会議	委員会・審議会	374	児童青少年課
25	乳幼児施設連絡会	説明会・意見交換会	21	児童青少年課
26	学童クラブ・ユーフォー利用状況調査	アンケート調査	1,206	児童青少年課
27	調布市児童館の民間活力の活用	説明会・意見交換会	74	児童青少年課

市民参加手続 実践事業名	調布市子ども・子育て会議	所管部課名	子ども生活部 子ども政策課	
事務事業名	第2期調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）の推進	電話番号	042-481-7757	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
子ども・子育て支援法に基づき策定した第2期調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）の推進のため、公募市民、学識経験者、保育・教育関連団体関係者で構成する調布市子ども・子育て会議を設置している。令和3年度は、「認可保育園保育料」、「令和2年度調布っすこやかプランに係る実績報告」、「調布っすこやか支援プロジェクト」等について委員の様々な意見を伺った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	8月30日, 3月28日	36	調布市子ども・子育て会議 (書面開催)
合 計			36	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
会議資料については市ホームページにおいて迅速な公表に努めた。 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催となったが、令和4年度は集合（対面）での会議開催又はオンラインでの会議開催を検討していく。				

市民参加手続 実践事業名	調布市次世代育成支援協議会	所管部課名	子ども生活部 子ども政策課	
事務事業名	第2期調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）の推進	電話番号	042-481-7757	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
子ども・子育て支援施策に市民意見等を反映させるため、公募市民、学識経験者、保育・教育関連団体関係者で構成する次世代育成支援協議会で意見聴取を行う。令和3年度は「放課後健全育成事業の今後の取組」、「学童クラブ入会保留児童対策」、「子どもの食の確保の支援」等について委員の様々な意見を伺った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	8月30日, 3月28日	36	調布市次世代育成支援協議会 (書面開催)
合 計			36	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
会議資料については市ホームページにおいて迅速な公表に努めた。 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催となったが、令和4年度は集合（対面）での会議開催又はオンラインでの会議開催を検討していく。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布っ子応援プロジェクト第3弾～子育て家庭への生活支援事業～	所管部課名	子ども生活部 子ども政策課	
事務事業名	調布っ子応援プロジェクト第3弾	電話番号	042-481-7106	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化する中で、子育て家庭の支援と子どもたちの健やかな成長を支援するため、商品券を送付した。この商品券支給対象世帯に対して、新型コロナウイルス感染症による子育て世帯への影響等を把握し、子育て支援施策の検討に活かす資料とするために、アンケート調査を実施した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	7月28日～9月30日	954	調布っ子応援プロジェクト第3弾に伴うアンケート調査(回答率4%)
合 計			954	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>手軽に回答できるようWEBアンケート形式で実施したが、回答率が低かった。今後は、市報や市ホームページ等でもアンケート調査の実施を案内するなど、周知方法の検討が必要である。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市ひとり親家庭等アンケート調査	所管部課名	子ども生活部 子ども家庭課	
事務事業名	母子家庭等自立支援の実施	電話番号	042-481-7095	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対し、年1回、アンケート調査を実施し、生活の実態やニーズを把握するとともに、市の支援事業や制度について情報提供を行う。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	8月2日～8月31日	601	ひとり親家庭等アンケート調査(回収率42.0%)
合 計			601	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>8月の児童扶養手当現況届の郵送に同封し、来所して現況届を提出する際に回収した。匿名で記入、回収できるように回収箱も設置した。現況届手続中の待ち時間に記入してもらいながら支援制度についての案内も実施したほか、平日の夜間開庁や休日開庁を行うことで、提出しやすい環境を用意している。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	児童館運営会議	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	児童館運営会議の運営	電話番号	042-481-7534	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
児童館の日常の様子や地域の子どもの健全育成に関する諸課題等について情報共有・協議する場として、市内11箇所の児童館ごとに学識経験者、各種団体の役員、小・中学校教職員、学童クラブ父母会役員、PTA関係者、児童館利用者などの委員で構成する児童館運営会議を開催している。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	22回 (各児童館2回)	374	児童館運営会議（各児童館で開催） (傍聴者0人)
合 計			374 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
子どもの健全育成には、地域の多くの大人の理解と協力が不可欠であり、地域の関係機関・団体・住民・ボランティアと連携協働し、様々な行事とイベントに取り組んでいる。そのような中で、児童館運営会議は、児童館の運営に地域の方々の意見を求め、地域の協力を得ることで、児童館の円滑で良好な運営を図ることを目的に実施している。情報交換では、健全育成上の課題となること（児童館での困りごと、学校や地域の子どもの様子、地域行事や祭り等の取組内容など）を共有しており、地域ぐるみで子どもを見守る態勢づくりを目指している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配布のみの開催も行った。				

市民参加手続 実践事業名	乳幼児施設連絡会	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	子育てひろば事業の推進	電話番号	042-481-7534	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
児童館が地域の身近な子育て支援の拠点として、関係機関との連携強化を図り、地域で安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりをすることを目的に、各児童館周辺の保育園や幼稚園など乳幼児関係施設職員及び民生児童委員等の関係者を構成員として、市内11箇所の児童館ごとに乳幼児施設連絡会を実施した。全児童館での開催を通じ、各施設の現状や抱えている課題について意見交換及び情報共有等を行った。課題や情報を共有することで、互いの連携を強化するとともに、各施設でのより効果的な乳幼児支援につなげることができている。また、顔の見える関係が築けることで日々の業務においてもその連携を活かすことができている。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	3回 (11館中3館)	21	乳幼児施設連絡会
合 計			21 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
全ての乳幼児関係施設及び関係者の方に参加していただくため、連絡会の目的を理解してもらうように努め、開催時期についても検討していく。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、アンケート調査は実施したが、連絡会については資料配布のみとした。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	学童クラブ・ユーフォー利用状況調査	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	学童クラブの運営, ユーフォーの充実	電話番号	042-481-7534	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市内の学童クラブ在籍児童保護者やユーフォーの利用対象保護者に対し、当該施設の満足度やニーズ等を把握することを目的としたアンケート調査を実施した。 アンケート調査結果を各施設にフィードバックし、施設運営の改善・充実に活用している。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	アンケート調査	1月26日～2月16日	1,206	学童クラブ・ユーフォー利用 状況調査（回答率35.8%）
合 計			1,206 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫, 情報提供の工夫など）				
満足度やニーズ等を適切に把握できるよう、学童クラブについては、学童クラブ児童の全保護者に、2次元コードが記載されたWEB回答用のアンケート用紙を配布した。また、ユーフォーについては、幅広くユーフォーのニーズ等を把握するため、利用実績の有無に関わらず、アンケート調査を実施した。アンケート対象者は、各小学校の3年生から5年生のうち、1学年を任意抽出し、小学校を通じて配布した（3年生：12校、4年生：4校、5年生：4校）。				

市民参加手続 実践事業名	調布市児童館の民間活力の活用	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	調布市児童館の民間活力の活用	電話番号	042-481-7534	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
行革プラン2019「児童館における民間活力の活用」の取組として、令和2年1月にパブリック・コメント手続を経て、「調布市児童館の今後の在り方・運営に関する方針」を策定した。本方針では、令和8年度までに、市内11児童館のうち、4館を公設公営の基幹型児童館として運営し、7館を地域型児童館として民間委託することとしている。令和3年度は地域住民等への説明を行いながら、令和4年度からの緑ヶ丘児童館、国領児童館学童クラブの民間委託に向けて、準備を行った。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	4回	68	児童館運営会議 (国領児童館・緑ヶ丘児童館)
事業実施段階	説明会・意見交換会	1回	6	学童クラブ保護者説明会 (国領児童館学童クラブ)
合 計			74 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫, 情報提供の工夫など）				
児童館の民間委託を実施するに当たり、児童館運営会議や学童クラブ保護者説明会を通して、地域住民への丁寧な説明と意見聴取を行った。会議の開催に当たっては、地域住民が参加しやすい昼間と夜間の時間帯において、児童館を会場に行った。今後も、市民からの注目が高い児童館における民間活力の活用の推進に当たっては、地域住民、市民に分かりやすい情報提供ができるよう工夫しながら行っていく。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



# 福祉健康部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
28	調布市地域福祉推進会議	委員会・審議会	57	福祉総務課
29	避難支援者連絡会	説明会・意見交換会	36	福祉総務課
30	調布市再犯防止推進計画策定委員会	委員会・審議会	52	福祉総務課
31	総合福祉センターの整備に関する検討会	委員会・審議会, パブリック・コメント	64	福祉総務課 企画経営課
32	新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	委員会・審議会	26	福祉総務課 企画経営課
33	調布市高齢者福祉推進協議会	委員会・審議会	85	高齢者支援室
34	調布市障害者地域自立支援協議会	委員会・審議会	225	障害福祉課
35	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	委員会・審議会	26	障害福祉課
36	調布市子ども発達センター運営会議	委員会・審議会	8	子ども発達センター
37	調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	委員会・審議会	18	子ども発達センター
38	調布市子ども発達センター事業の運営	アンケート調査	127	子ども発達センター
39	調布市健康づくり推進協議会	委員会・審議会	32	健康推進課
40	調布市国民健康保険運営協議会	委員会・審議会	43	保険年金課

市民参加手続 実践事業名	調布市地域福祉推進会議	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	地域福祉計画の推進	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するために、市民、福祉団体等が参加する地域福祉推進会議において策定するものであり、保健福祉関連の各計画と連携しながら、市民に身近な地域の視点で地域福祉の推進及び充実を図っていくこととしている。保健福祉関連の各計画の策定及び調布市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定、また、各計画の推進に反映するため、市民福祉ニーズ調査等を3年ごとに実施する。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月8日, 11月11日, 2月8日	57	地域福祉推進会議 (傍聴者0人)
合 計			57 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>事前に市報及び市ホームページで会議の傍聴案内を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第3回会議はオンライン形式と対面形式を併用し実施した。市民参加に当たっては、地域福祉を担う各種団体からの参加や公募による市民委員の参加、参加委員の男女比などについて考慮している。</p>				

市民参加手続 実践事業名	避難支援者連絡会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域による助け合いである「共助」の取組を進めている。避難支援等関係者として協定締結を行った自治会等の連絡会を開催し、それぞれ協定締結団体が行った取組の事例紹介などを通して、情報交換を行うことにより、要支援者の支援体制を強化する。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	3月26日	36	協定締結団体 (オンライン及び書面開催)
合 計			36 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン及び書面開催とし、事業概要や令和2年度に実施したアンケートの結果を説明し、協定締結組織との意見交換を実施した。</p>				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



市民参加手続 実践事業名	調布市再犯防止推進計画策定委員会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	再犯防止推進計画の策定に向けた検討	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>罪を犯した者を社会復帰後も地域社会で孤立させない「息の長い」支援を実施し、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に計画を策定する。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	1月25日, 2月25日, 3月29日	52	再犯防止推進計画策定委員会 (傍聴者0人)
合 計			52 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>事前に市報及び市ホームページで会議の傍聴案内を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全3回の会議についてオンライン形式と対面形式を併用し実施した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	総合福祉センターの整備に関する検討会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課 行政経営部 企画経営課	
事務事業名	総合福祉センターの整備に関する検討会	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>総合福祉センターの移転・更新の検討については、行革プラン2019等に基づいて進めており、関係団体の代表者や有識者から意見聴取等を行うために、令和3年5月に「第3回総合福祉センターの整備に関する検討会」（検討委員8名）を開催し、「総合福祉センターの整備に関する考え方（素案）」の取りまとめに向けた検討を行った。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	5月12日	14	総合福祉センターの整備に関する 検討会（傍聴者6人）
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント	6月21日～7月20日	50	意見数53件、令和4年2月策定
合 計			64 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、傍聴者用の会場を別に用意し、映像・音声により会議の状況の中継した。加えて、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課 行政経営部 企画経営課	
事務事業名	新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	電話番号	042-481-7101	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、移転後の新たな総合福祉センターの機能や設備・調布駅周辺の福祉機能等について、具体的な意見聴取や検討を行うため、令和4年3月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」（検討委員15名）を立ち上げ、新たな総合福祉センターの機能や設備等について検討を行った。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	3月31日	26	新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会（傍聴者11人）
合 計			26	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、傍聴用者の会場を別に用意し、映像・音声により会議の状況の中継した。加えて、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市高齢者福祉推進協議会	所管部課名	福祉健康部 高齢者支援室	
事務事業名	高齢者総合計画の推進（調布市高齢者福祉推進協議会）	電話番号	042-481-7149	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市高齢者総合計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画の総称であり、3年毎に策定している。この計画の策定やモニタリングに関することは、市民、事業者、関係団体と市が対等の立場で議論を重ね、協働して高齢者福祉・介護保険事業計画を推進するために設置された調布市高齢者福祉推進協議会において審議している。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	4回	85	高齢者福祉推進協議会（傍聴者4人）
合 計			85	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
協議会を構成する委員については、介護保険サービス事業者や専門家等、多分野に渡る団体から推薦をいただき、公募市民によるモニター員の募集については、市報、市ホームページ、窓口等で周知を行っている。傍聴についても、市報・市ホームページ等で周知し、当日参加者にはアンケートの記入によりご意見をいただいている。また、協議会の議事要旨については、市ホームページで公開している。多くの委員、モニター員及び傍聴者の参加が可能となるよう、開催する曜日と時間を統一している（開催月の木曜日午後6時30分から）。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン開催の導入や傍聴者の受入中止を行った。また、市ホームページにおいて、対面開催時の留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに、会場入口にて検温とアルコール消毒液での手指の消毒に御協力いただいた。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市障害者地域自立支援協議会	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	調布市障害者地域自立支援協議会	電話番号	042-481-7094	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、調布市障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に係る事業を実施する各相談支援事業所その他関係機関によるネットワークシステムを構築し、その連携を図る。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	7月8日, 10月21日, 3月17日	56	障害者地域自立支援協議会 (全体会) (傍聴者5人)
構想段階	委員会・審議会	19回	169	障害者地域自立支援協議会 (ワーキング) (非公開)
合 計			225 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>委員には障害当事者の市民が多いため、聴覚障害のある方には手話通訳者の同席、視覚障害のある方には会議資料を送付する際、紙に加えてPC読み上げ機能に対応したメール（テキスト形式）で送るようにしているが、図・表・画像等がある場合、テキスト形式にできず十分な対応ができていない。手話通訳者と障害当事者との座席については、双方が適切な位置関係になるように両者の意見を聞きながら調整している。また、傍聴者募集の記事では障害のある方への配慮を行ったほか、全体会の議事録を市ホームページで公表することにより取組について周知した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	電話番号	042-481-7089	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>電車やバス等の公共交通機関の利用が困難な心身障害者に対し、昭和54年から福祉タクシー券を交付しているが、昨今の交通バリアフリーの進展に伴い、制度開始当時と比べ障害者の移動手段も多様化している。その現状を踏まえ、タクシーのみならず幅広く障害者の移動支援を検討するため、令和2年度に調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会を設置した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	5月27日, 9月27日, 12月13日, 3月22日	26	福祉タクシー券のあり方検討委員会 (傍聴者0人)
合 計			26 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>委員の選定に当たり、障害者の実情を幅広く把握するため、各当事者団体からの推薦委員のほか市民公募も行った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者は会場又はオンラインのいずれかで出席可能とし、会場では入口にアルコール消毒液を用意し開催した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市子ども発達センター運営会議	所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実	電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
子ども発達センターを利用する児童の保護者や関係者等の意見を、子ども発達センター事業の運営に反映させるとともに、関係機関との必要な協力体制を整備することで、子ども発達センター事業の円滑な運営を図るため、運営会議において事業内容の検討及び意見交換を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月6日, 2月3日	8	子ども発達センター運営会議 (非公開)
合 計			8 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員の出席の際には、必要に応じて保育を行っている。また、会議は利用者の個人情報に配慮するため非公開としているが、議事録の要旨を市ホームページで公開し、興味・関心のある市民が情報を得られるようにしている。 なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる開催とした。				

市民参加手続 実践事業名	調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実	電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
医療的ケア（人工呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）を必要とする障害児とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において、安心して生活を営むことができるよう、継続的な支援に関する関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	8月20日, 2月1日	18	医療的ケア児支援関係機関連絡会 (非公開)
合 計			18 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員の中には、仕事や家族の介護のため、対面式での長時間の会議に出席することが難しい方も複数いることが課題である。令和3年度についても、前年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点だけでなく、上記の観点からも、多くの委員が比較的出席しやすくなるよう、オンラインによる開催とした。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市子ども発達センター事業の運営	所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実	電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>子ども発達センターでのサービス向上を目指すため、子ども発達センターを利用している子どもの保護者（約530人）を対象に、事業内容やサービスについてのアンケートを実施した。集計結果については、市ホームページで公開したほか、子ども発達センター運営会議において報告を行った。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	アンケート調査	9月21日～11月30日	127	利用者アンケート (回答率：約24.0%)
合 計			127	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>より多くの利用者が回答しやすいよう、回答方法として、紙媒体の調査票だけでなく、東京電子自治体共同運営サービスによるインターネットでの回答もできるように対応した（集計結果：アンケート用紙61件、電子申請66件）。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市健康づくり推進協議会	所管部課名	福祉健康部 健康推進課	
事務事業名	調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）の推進	電話番号	042-441-6100	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>市は、市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み支え合えるよう、健康づくり活動の支援を推進している。また、施策の総合的な推進に当たり、市民の健康づくりを推進するために必要な各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導、健康教育等について協議し答申することを目的に、有識者等から成る「健康づくり推進協議会」を設置し、会議を公開している。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	8月3日、10月5日、 11月5日、1月21日	32	健康づくり推進協議会 (傍聴者0人)
合 計			32	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>健康づくり推進協議会は、医師会や歯科医師会等の会員と学識経験者等で構成される。協議会開催に当たり、各委員が参加しやすいよう夜の時間帯を設定したほか、調布市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、市ホームページで傍聴案内を行った。また、会議終了後は会議録を公表している。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

<b>市民参加手続 実践事業名</b>	調布市国民健康保険運営協議会	<b>所管部課名</b>	福祉健康部 保険年金課	
<b>事務事業名</b>	国民健康保険事業の運営	<b>電話番号</b>	042-481-7052	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営のため、一部負担金の負担割合に関する事、療養の給付期間に関する事、保険給付の種類及び内容に関する事、国民健康保険税の賦課方法に関する事、保健事業の実施大綱策定に関する事等の国民健康保険事業運営に関する諮問内容について協議し、その協議結果を市長に答申することを目的として設置する市の附属機関である。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	8月10日、11月4日	28	国民健康保険運営協議会 （傍聴者0人）
構想段階	委員会・審議会	2月8日	15	国民健康保険運営協議会 （書面開催）
合 計			43 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
協議会は、被保険者を代表する委員として、関連団体からの推薦等により国民健康保険事業について見識のある市民を構成員に含み、開催に当たっては、調布市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、市報や市ホームページにおいて傍聴案内を行い、市ホームページや次回の会議において会議録を公表している。 また、傍聴者に対し、会議資料とともに委員の座席表を配布し、発言の背景など内容が伝わりやすいよう配慮を行っている。 なお、第3回は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を踏まえ、書面開催とした。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

# 環境部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
41	調布市環境保全審議会の運営	委員会・審議会	40	環境政策課
42	みんなの森特別緑地保全地区保全管理計画策定業務	説明会・意見交換会, アンケート調査	36	緑と公園課
43	(仮称)凸凹山児童公園・若宮自然広場周辺機能再編整備プラン策定	説明会・意見交換会, アンケート調査	786	緑と公園課
44	仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業	説明会・意見交換会	29	下水道課
45	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	委員会・審議会	88	ごみ対策課
46	調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	委員会・審議会	29	ごみ対策課

市民参加手続 実践事業名	調布市環境保全審議会の運営	所管部課名	環境部 環境政策課	
事務事業名	調布市環境保全審議会の運営	電話番号	042-481-7086	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
環境保全審議会は、調布市環境基本条例第22条の規定により設置しており、調布市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査・審議する市長の附属機関である。令和3年度末時点の委員の構成（第14期）は、市民5人、事業者2人、学識経験者4人、行政機関職員2人の計13人。環境基本計画に関すること、調布市自然環境の保全等に関する条例第8条に関する計画の策定、生物種等の指定に関すること、その他環境の保全についての基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に建議することができる。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5月28日, 8月30日, 2月18日	40	環境保全審議会 (傍聴者4人)
合 計			40 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員に、開催候補日の出席可否を事前に日程調整し、委員が出席しやすい日時設定に努めている。傍聴案内を市報及び市ホームページに掲載しており、市ホームページには議題も掲載している。当日資料、議事要旨及び議事録を市ホームページ及び行政資料室で公開している。会議を効果的に進めるために、分かりやすい資料の提供に努め、委員が事前に準備ができるよう、原則として資料を事前送付するよう努めた。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、オンラインを併用し開催した。				

市民参加手続 実践事業名	みんなの森特別緑地保全地区保全管理計画策定業務	所管部課名	環境部 緑と公園課	
事務事業名	みんなの森特別緑地保全地区保全管理計画策定業務	電話番号	042-481-7083	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
みんなの森特別緑地保全地区の保全管理計画策定に当たり、地元の市民等を対象にワークショップや説明会を開催し、意見をいただいて計画策定を進めた。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	7月18日, 11月21日, 12月19日	30	緑ヶ丘地域福祉センター 緑ヶ丘みんなの森
計画策定・条例制定段階	アンケート調査	1月31日～2月14日	6	市ホームページ、緑ヶ丘地域福祉センター等にて調査実施
合 計			36 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
周辺自治会への情報提供や戸別ポスティング等により、説明会・意見交換会等の周知に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。最終段階の計画（案）説明会は、新型コロナウイルス感染拡大のため、意見募集に変更して実施した。意見募集の方法は、市ホームページでの公開、緑ヶ丘地域福祉センターに設置した意見回収箱への投函、直接又は郵送、FAX、Eメールで広範に行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



市民参加手続 実践事業名	(仮称)凸凹山児童公園・若宮自然広場周辺機能再編整備プラン策定	所管部課名	環境部 緑と公園課	
事務事業名	凸凹山児童公園及び若宮自然広場等基本設計(機能再編整備プラン策定を含む)	電話番号	042-481-7081	
<b>事業の概要</b> (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
(仮称)凸凹山児童公園・若宮自然広場周辺機能再編整備プラン策定にあたり、地元の市民等との意見交換会を開催。小学生向けアンケートも実施して計画検討を進めた。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	12月11日	17	第三小学校
計画策定・条例制定段階	アンケート調査	2月24日～3月4日	769	凸凹山児童公園及び若宮自然広場などについての小学生アンケート(回答率60.7%)
合 計			786	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
近隣住民、自治会への情報提供等を行い、意見交換会の周知に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項(マスク着用や咳エチケットのお願いなど)を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。 また、意見交換会で挙げられた、実際に公園を利用する主な対象者である小学生へのアンケートを学校協力のもとウェブを活用して実施、多くの意見を収集した。				

市民参加手続 実践事業名	仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業	所管部課名	環境部 下水道課	
事務事業名	仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業	電話番号	042-481-7228	
<b>事業の概要</b> (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
仙川汚水中継ポンプ場から圧送されている緑ヶ丘及び仙川町の汚水について、下水道管幹線の新設による自然流下化方式へ切り替える事業を進めている。工事に対する不安を解消し、当該事業についての理解を得て、計画的に事業を進めることを目的として、近隣住民に対して事業説明会を開催した。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	9月30日	14	市民対象 (第八中学校)
事業実施段階	説明会・意見交換会	3月25日	15	市民対象 (第八中学校)
合 計			29	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明会の会場の定員を100人に設定し、座席のソーシャルディスタンスを確保するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。 当日配布した説明会資料や説明会議事録を市ホームページに掲載したことに加え、説明会の様子を録画したものを市YouTubeにアップロードしたことで、当日参加できなかった市民に向けて事業内容の周知を図った。 なお、実際の参加者は定員を大幅に下回ったことから、効果的な周知方法については更なる検討が必要である。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。  
 ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
 市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。  
 ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。  
 ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	所管部課名	環境部 ごみ対策課	
事務事業名	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	電話番号	042-306-8781	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会は、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第72条の規定により設置するもので、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議等を行う市長の附属機関である。令和2年度及び令和3年度の委員構成は、市民4人、学識経験者2人、事業者4人、リサイクル推進団体推薦者4人、市職員1人の計15人。令和3年度の審議会は、令和2年9月に市から提出された諮問「古紙類及び枝・草・葉のさらなる資源化の推進、及び食品ロス対策とプラスチックごみの減量等」に対し、審議するとともに、令和3年11月に「さらなるごみの減量・資源化の推進について（建議）」を提出した。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7回	88	廃棄物減量及び再利用促進審議会（傍聴者1人）
合 計			88	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン参加を主体とした会議形式で実施したが、通信環境が不安定であることに加え、オンライン開催に適した会議室が少なく、会場の確保に苦慮した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	所管部課名	環境部 ごみ対策課	
事務事業名	調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	電話番号	042-306-8781	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
廃棄物処理法第6条第1項の規定による調布市一般廃棄物処理基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）の策定について、令和3年度及び令和4年度の2箇年にわたり、市民と行政との協働による検討を行うため、調布市一般廃棄物処理基本計画策定等委員会を設置した。委員構成は、学識経験者2人、市民代表（公募）2人、市内大規模事業者1人、市内小規模事業者1人、市内清掃事業者1人、市内リサイクル事業者1人、調布市廃棄物減量及び再利用促進員1人、市職員1人の計10人。令和3年度は、現行計画の概要を踏まえ、次期計画に向けた論点の整理と取組の方向、計画期間、論点のまとめと方向の確認までを実施した。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	3回	29	調布市一般廃棄物処理基本計画策定等委員会（傍聴者1人）
合 計			29	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン参加を主体とした会議形式で実施したが、通信環境が不安定であることに加え、オンライン開催に適した会議室が少なく、会場の確保に苦慮した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

# 都市整備部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
47	都市計画決定手続に係る市民参加(都市計画審議会の運営)	委員会・審議会	63	都市計画課
48	調布市景観審議会の運営	委員会・審議会	10	都市計画課
49	調布市景観まちづくり市民検討会	アンケート調査	35	都市計画課
50	地区計画制度を活用した街づくり	説明会・意見交換会	456	都市計画課
51	調布市空き家等対策推進協議会の運営	委員会・審議会	23	住宅課
52	調布駅前広場の整備	説明会・意見交換会, アンケート調査	121	街づくり事業課
53	調布市道路網計画における計画検討路線の検討	説明会・意見交換会, アンケート調査	296	街づくり事業課
54	調布市街路樹管理計画の策定	パブリック・コメント	6	道路管理課
55	バリアフリー事業の推進	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, パブリックコメント	96	交通対策課
56	自転車駐車場の整備・有料化	説明会・意見交換会	59	交通対策課
57	ミニバス西路線(調43)事業	委員会・審議会	22	交通対策課
58	ミニバス北路線(調37)事業	委員会・審議会	44	交通対策課
59	北部地域巡回公共交通(実証実験)事業	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, アンケート調査	1,824	交通対策課
60	調布市総合交通計画の改定	委員会・審議会, アンケート調査	2,401	交通対策課
61	建築審査会	委員会・審議会	48	建築指導課

市民参加手続 実践事業名	都市計画決定手続に係る市民参加（都市計画審議会の運営）	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	都市計画事務	電話番号	042-481-7453	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定により設置しており、調布市の都市計画に関する事項について審議する機関である。委員構成は、公募市民2人、学識経験者5人、市議会議員5人、関係行政機関職員4人の計16人。令和3年度は、生産緑地の指定等について審議を行った。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	5月28日、10月21日、 3月10日（書面開催）、 11月8日（開催）	63	都市計画審議会 傍聴者1人
合 計			63	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
審議会委員のうち市民委員については、市ホームページや市報等で広く周知したうえで、公募による選定を行っている（任期2年）。また、審議会の開催に当たっては、市ホームページと市報で事前に傍聴の案内を行っている。5月28日、10月21日、3月10日については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面で開催した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市景観審議会の運営	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	景観行政事務	電話番号	042-481-7442	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成25年の景観行政団体への移行に伴い、景観法に基づく景観計画や調布市景観条例の制度を活用した景観まちづくりを推進している。市の良好な景観形成を推進するために必要な事項について調査・意見交換を行う附属機関として、公募市民及び学識経験者等で構成する調布市景観審議会を設置している。令和3年度は、コロナ禍の対応に伴い、数回の延期を経て書面にて開催し、「景観まちづくりの取組について」、「景観まちづくり市民検討会について」、「『駅』の景観形成推進地区 景観の現況について」の調査研究の報告、意見収集を行った。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	3月16日	10	調布市景観審議会 （書面開催）
合 計			10	人
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
審議会委員のうち市民委員については、市ホームページや市報等で広く周知したうえで、公募による選定を実施（任期2年）。審議会の開催に当たっては、市ホームページと市報で事前に傍聴の案内を行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面形式での会議は行わず書面での開催とした。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市景観まちづくり市民検討会	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	景観行政事務	電話番号	042-481-7442	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市の景観形成に関する課題や将来像について、市民の視点から調査・検討するため、定員枠を40人としたうえで参加者を募っている。第3期（令和元年8月～）は「駅の景観」をテーマに景観シンポジウム、先進事例視察（狭山市駅・武蔵小金井駅）、調布市内9駅の景観の調査・検討を実施。令和3年度はコロナ禍において対面形式での会議が開催できず、課題対応形式で各メンバーに市内9駅のうち3駅を回っていただき、駅周辺の魅力発見をテーマに調査・検討を実施した。調査内容については「ちょうふ景観だより」で取りまとめて配布した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	アンケート調査	12月20日、1月20日、 2月4日	35	誌面配布 (ちょうふ景観だより)
合 計			35	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
令和2年度から調査・検討を行っている「駅の景観」について、「市内9駅の駅まわり魅力発見」をテーマに、参加者に調査を依頼。当初は対面形式での会合、展示会等を企画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、ちょうふ景観だより53号から55号で調査内容を発表し、56号で調査内容の取りまとめを行った。				

市民参加手続 実践事業名	地区計画制度を活用した街づくり	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	地区整備事業	電話番号	042-481-7444	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
地区の特性にふさわしい良好な街並みを創出するため、地区レベルでの規制・誘導策を検討し、地区計画制度を活用した街づくりの実現を図る事業である。 令和3年度は、京王多摩川駅周辺地区と国領町8丁目周辺地区において都市計画手続に基づく説明会・懇談会を開催した。また、「調布市ほっとするふるさとをはぐむ街づくり条例」に基づく活動をしている準備会や協議会等に対し、意見交換会や情報提供等の支援を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会	24回	337	市内5地区においてまちづくり検討を行っている団体（市内各地）
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会	5回	119	①京王多摩川駅周辺住民/多摩川小学校 ②国領町8丁目周辺住民/（市民プラザあくろす・狛江市上泉地域センター）
合 計			456	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
コロナ禍の中でも活動を継続していくために、会場等で密にならないように配慮するとともに、換気を適度に行いながら、説明会や意見交換等を実施した。対面での意見交換等が難しい状況の中、オンラインでの実施等、多様な実施形態を検討することで、幅広い年齢層や多様な職業の地区住民が参加できるような仕組み作りを模索していく。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市空き家等対策推進協議会の運営	所管部課名	都市整備部 住宅課	
事務事業名	空き家等対策事業	電話番号	042-481-7817	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和元年8月に設置。令和3年度は計3回協議会を開催し、空き家所有者意向調査に係るアンケートの設計、調査結果の分析、課題整理などを協議、検討し、空き家等施策の推進のための進行管理を行った。委員には、学識者やNPO法人代表者のほか、調布市の事情に精通した地場の不動産団体や市域における建築士、行政書士等の士業団体から推薦をいただく形で市民参加を実践することで、空き家問題と地域課題の解決を図り、継続して上述の協議・検討をした。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	3回	23	調布市空き家等対策推進協議会（傍聴者0人）
合 計			23 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
空き家問題は、住環境と直結する課題であり、広く市民が課題共有すべき内容であるため、市ホームページ等で広く情報発信に努めている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンラインでの開催またはオンラインと対面併用での開催とし、コロナ禍でも参加できるように工夫した。				

市民参加手続 実践事業名	調布駅前広場の整備	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	駅前広場の整備	電話番号	042-481-7417	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布駅前広場の整備については、これまでの市民参加等での御意見を総合的に勘案し、令和3年3月に『調布駅前広場整備計画図』を決定・公表した。 令和3年度は、市民に対する事業の進捗状況の情報提供と、一部の意見聴取が必要な項目について御意見を伺うため、調布駅前広場オープンハウスを開催し、WEBアンケートを実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	11月19日～20日	45	市民（調布駅前広場オープンハウス）
事業実施段階	アンケート調査	11月19日～30日	76	調布駅前広場WEBアンケート（WEBにおける調査実施）
合 計			121 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
調布駅前広場オープンハウスは市報や市ホームページにて周知するとともに、平日と休日の両方で実施することにより、幅広い層からの意見聴取に努めた。 市ホームページ上で資料を公開しアンケートを実施することによって、当日のオープンハウスに参加せずに情報を取得し、意見を発信できるように努めた。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市道路網計画における計画検討路線の検討	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	電話番号	042-481-7587	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、まちの骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し、効率的・効果的に道路の整備を進めるため、平成28年3月に「調布市道路網計画」を策定している。本計画において、広域道路網として必要性が確認された路線のうち、特別な事由により、道路の線形、幅員、位置、構造の変更など都市計画の内容について検討する必要がある路線を計画検討路線として位置付けており、令和3年度は調布3・4・26号線（桜堤通り～品川通り）について、交通環境の課題等について、御意見をいただくことを目的として市民参加を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会	11月26日, 11月27日	60	みちの井戸端会議 (郷土博物館分室前)
構想段階	アンケート調査	11月19日～12月10日	236	計画検討路線（調布3・4・26号線）に関するアンケート調査（回答率約8.4%）
合 計			296	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
みちの井戸端会議は、市報や市ホームページにて周知するとともに、平日と休日の両方で実施することにより、幅広い層からの意見聴取に努めた。 また、併せてアンケート調査を実施することで、対面での意見交換の場に参加できない方からの意見も把握できるよう工夫した。加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、屋外での開催とし、参加者に対して検温とアルコール消毒をお願いした。				

市民参加手続 実践事業名	調布市街路樹管理計画の策定	所管部課名	都市整備部 道路管理課	
事務事業名	調布市街路樹管理計画の策定	電話番号	042-481-7405	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
将来を見据えた持続可能で健全な街路樹と、周辺環境との調和を目指し、計画的に街路樹を管理していくことを目的に、管理の基準やルールを定めた「調布市街路樹管理計画（素案）」を取りまとめ、調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、広く市民意見の募集を行う。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	10月6日～11月5日	6	意見数28件、令和4年6月20日策定
合 計			6	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
パブリック・コメント手続でいただいた意見に対する市の考え方について、市ホームページにて公表を行った。 なお、本計画は街路樹管理の基準やルールを定めたものであるが、その目的が明確に市民の方々へ伝わるような周知方法等について検討が必要である。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。  
 ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
 市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。  
 ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。  
 ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	バリアフリー事業の推進	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	バリアフリー事業の推進	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市は、平成23年度にバリアフリー法に基づく「調布市バリアフリー基本構想」を策定し、平成24年度に調布市バリアフリー特定事業計画を取りまとめ、取組を進めてきた。令和3年度は、改正バリアフリー法に基づきバリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」及び今後の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置付ける新たな「調布市バリアフリー基本構想」を策定するため、調布市バリアフリー推進協議会での議論を中心に、まちあるきの実施や市民や事業者との意見交換等、様々な形で検討を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	6月23日, 12月14日, 3月24日	57	バリアフリー推進協議会 (傍聴者4人)
構想段階	説明会・意見交換会	7月6日, 8月2日	20	バリアフリー推進協議会市民部会 (7月6日:京王多摩川駅周辺) (8月2日:たづくり1002学習室)
構想段階	パブリック・コメント	1月20日~2月18日	19	意見数84件, 令和4年4月策定
合 計			96	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
市報や市ホームページで協議会の傍聴の周知を図るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。また、協議会の開催に当たっては、委員及び傍聴者に対して検温とアルコール消毒を実施した。				

市民参加手続 実践事業名	自転車等駐車場の整備・有料化	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	自転車等駐車場の整備・有料化	電話番号	042-481-7420	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
「放置禁止区域」である市道南29号線歩道部の現状を踏まえ、歩行者の安全と買い物利用による短時間の駐輪需要（ちょこっと駐輪）に対応するための路上自転車駐車場の設置に関する内容について、利用者や沿道住民の方と意見交換するため、説明会を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会	8月18日, 10月29日	59	(仮称)市道南29号線路上自転車駐車場に関する整備説明会 (調布市グリーンホール小ホール)
合 計			59	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いのほか会場は先着による人数制限）を掲載するとともに、会場入口にアルコール消毒液を用意した。また、感染防止対策により、分かりやすい進行や資料構成とし、出来るだけ開催時間を短くするようにした。市報・市ホームページでの告知を早めに行うことをはじめ、事前に整備箇所の沿道住民へ案内チラシ配布を行い、多くの市民の意見を把握するよう努めた。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



市民参加手続 実践事業名	ミニバス西路線（調43）事業	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	ミニバスの運行	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>現下の新型コロナウイルス感染症拡大等を踏まえたミニバス西路線の運行等の協議・検討状況を地域の方々に報告するとともに、意見交換するため、ミニバス西路線（調43）利用者懇談会を開催（開催は令和2年度）した。加えて、意見等を把握するため、アンケート調査を実施した。 また、懇談会で説明した内容について公共交通活性化協議会に報告した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	7月12日	22	公共交通活性化協議会（書面開催）
合 計			22	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>開催後、開催結果と懇談会資料を市ホームページに掲載し、懇談会に参加できなかった方の意見も把握するよう努めた。協議会については、市報や市ホームページで傍聴の周知を図ったが、急遽書面開催となったため、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	ミニバス北路線（調37）事業	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	ミニバスの運行	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>ミニバス北路線（調37系統。調布駅北口⇄都営深大寺住宅）について、ランチ調布の開業に合わせて起点・終点を「都営深大寺住宅」バス停から「ランチ調布」バス停に延伸するため、道路運送法に基づき、公共交通活性化協議会で協議、報告した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	12月23日	24	公共交通活性化協議会（傍聴者3人）
事業実施段階	委員会・審議会	3月30日	20	公共交通活性化協議会（傍聴者2人）
合 計			44	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>市報や市ホームページで協議会の傍聴の周知を図るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。また、協議会の開催に当たっては、委員及び傍聴者に対して検温とアルコール消毒を実施した。</p>				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。  
 ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
 市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。  
 ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。  
 ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	北部地域巡回公共交通（実証実験）事業	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	ミニバスの運行	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
ミニバス北路線（調37系統）の減便に伴い、影響を受けた高齢者等の移手段として深大寺北町、深大寺東町を中心とした北部地域の交通ニーズの把握に向けて巡回公共交通の実証実験を実施するもの。 ルート案や乗降場所等を定めるに当たり、地域の方々と意見交換、対象地域にアンケート調査をしたほか、公共交通活性化協議会に報告した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会	6月8日	12	北ノ台まちづくりネットワーク・ふじみ地区自治会等連合会・北部地区まちづくり推進準備会（ふじみ衛生組合）
構想段階	アンケート調査	7月20日～8月3日	1,747	巡回公共交通に関するアンケート（回答率21.0%）
構想段階	委員会・審議会	7月12日	21	公共交通活性化協議会（書面開催）
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	12月23日、3月30日	44	公共交通活性化協議会（傍聴者5人）
合 計			1,824 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
市報や市ホームページで協議会の傍聴の周知を図るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。また、協議会の開催に当たっては、委員及び傍聴者に対して検温とアルコール消毒を実施した。なお、上記のほか説明会を令和4年1月23日（日）に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止とした（その後、令和4年4月16日（土）に繰り越して開催した）。				

市民参加手続 実践事業名	調布市総合交通計画の改定	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	交通計画等の検討	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成23年4月に策定した調布市総合交通計画が目標年次の中間年を迎え、様々な社会情勢の変化を踏まえ、中間の見直しとして同計画の改定を行うもの。 改定の検討に当たっては、公共交通活性化協議会を開催するとともに、改定に向けた基礎データを収集するため、アンケート調査を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	アンケート調査	3月26日～4月15日	1,514	市民アンケート調査（回答率50.5%）
構想段階	アンケート調査	4月23日～4月26日	500	Web来訪者アンケート調査（回答率100%）
構想段階	アンケート調査	5月10日～6月10日	322	施設利用者向けアンケート調査（回答率58.1%）
構想段階	委員会・審議会	7月12日	21	公共交通活性化協議会（書面開催）
構想段階	委員会・審議会	12月23日、3月30日	44	公共交通活性化協議会（傍聴者5人）
合 計			2,401 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
市報や市ホームページで協議会の傍聴の周知を図るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。また、協議会の開催に当たっては、委員及び傍聴者に対して検温とアルコール消毒を実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	建築審査会	所管部課名	都市整備部 建築指導課	
事務事業名	建築審査会運営事務	電話番号	042-481-7512	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
建築審査会は、建築基準法第83条の規定により建築主事を置く市町村に置かれた特定行政庁の諮問機関であり、①基準法に基づく同意②審査請求に対する裁決③特定行政庁の諮問に応じた重要事項の調査審議を行う。委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の各分野から市長が任命する5人から構成される。本審査会は公開されており、市民は傍聴することが可能である。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	10回	48	建築審査会 (傍聴者0人)
合 計			48 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
開催日程は年度当初に決まっており、市ホームページに本審査会の開催案内、会議結果を掲載している。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



# 教育部

## 令和3年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
62	調布市教育委員会定例会	委員会・審議会	150	教育総務課
63	調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	委員会・審議会	2	教育総務課
64	調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館 施設整備	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, アンケート調査	1,872	教育総務課
65	調布市社会教育委員の会議	委員会・審議会	66	社会教育課
66	公民館の運営	委員会・審議会, 説明会・意見交換会	205	東部公民館 西部公民館 北部公民館
67	調布市立図書館協議会	委員会・審議会	30	図書館
68	図書館利用者懇談会	説明会・意見交換会	3	図書館
69	調布市文化財保護審議会	委員会・審議会	30	郷土博物館

市民参加手続 実践事業名	調布市教育委員会定例会	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	教育委員会会議	電話番号	042-481-7465	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
教育委員会定例会は、原則として毎月第4金曜日開催している。開かれた教育行政を目指すとともに、会議の透明性を確保するため、会議は原則として公開とされており、誰でも傍聴することができる。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	23回	150	教育委員会（傍聴者40人）
合 計			150 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
定例会は原則として教育会館301～303研修室にて公開で開催しており、現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴は、5人程度（通常10人程度）に制限している。当月の定例会が終了次第、次回の定例会の案内を市ホームページで実施している。				

市民参加手続 実践事業名	調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	室内化学物質の推進	電話番号	042-481-7465	
<b>事業の概要</b> （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
本協議会は、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し、児童・生徒が室内化学物質による被害を受けることなく安全で安心した学校生活を送れるよう、平成20年度に設置され、年1回協議を実施している。協議会委員には、保護者代表として2人を任命し、保護者の意見を伺う機会を確保している。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	12月22日	2	室内化学物質対策推進協議会（傍聴者0人）
合 計			2 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応</b> （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
協議会委員には、保護者代表として、①シックハウス症候群と思われる市立学校在籍児童生徒の保護者代表、②調布市立学校PTA連合会から推薦された2人を任命し、保護者の意見を伺う機会を確保している。日程については、保護者代表を含む学校代表等の各委員が出席できるよう調整を図ったうえで実施している。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
- ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
- ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
- ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備	電話番号	042-481-7466	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>若葉小学校における児童数の増加に伴う不足教室対策が喫緊の課題となっており、今後、小学校に隣接する第四中学校においても不足教室の発生が予測されている。そのため、教育委員会では、様々な検討を進めてきた中で、第四中学校の敷地を活用し、若葉小学校と第四中学校の一体的施設整備を進めることとし、令和3年度は、施設整備に係る基本構想の策定を進めた。基本構想の策定に向け、地域環境や学校敷地の特性等を考慮し、多様な学習環境に対応する指導が可能な学校施設整備の在り方のほか、この後に策定を進める基本設計に反映する事項等について検討するため、学識経験者、学校関係者及び市民などで構成する「調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備検討委員会」の設置をはじめ、アンケート調査や説明会を実施し、様々な方の意見を幅広く聴収した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	7回	21	調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備検討委員会（傍聴者数2名）
構想段階	アンケート調査	9月13日～10月4日	1,813	調布市立若葉小学校・第四中学校の改築に関するアンケート（webによる調査実施）
構想段階	説明会・意見交換会	11月6日（2回）	38	調布市立若葉小学校・第四中学校基本構想中間説明会（第四中学校体育館）
合 計			1,872	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>検討委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面形式の会議以外にも、オンライン会議による開催も実施。アンケート調査については、回答者層別にアンケート内容や設問数を変更するとともに、ウェブ上のアンケートフォームを利用し、インターネット回答できるように実施。中間説明会については、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、同日に2回開催。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市社会教育委員の会議	所管部課名	教育部 社会教育課	
事務事業名	社会教育委員の設置	電話番号	042-481-7488	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>社会教育法第15条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき、社会教育委員を設置している。社会教育委員は、市の社会教育に関して、調布市教育委員会に助言、答申等を行う。また、会議の透明性を確保するため、会議は原則として公開しており、誰でも傍聴することができる。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	66	社会教育委員の会議（傍聴者14人）
合 計			66	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>様々な視点で活発な意見交換や協議が行われるよう、社会教育委員は、各種団体から社会教育委員への推薦を依頼するなど、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」の中から教育委員会が委嘱している。また、会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表など、「調布市審議会等の公開に関する条例」に基づき、市政運営における公正の確保・透明性の向上を図っている。なお、数人の市民が毎回傍聴している。傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。また、新型コロナウイルス感染防止対策として、第3回定例会は書面会議として実施し、第5回定例会はオンライン開催とした。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	公民館の運営	所管部課名 電話番号	教育部 東部公民館 (03-3309-4505) 教育部 西部公民館 (042-484-2531) 教育部 北部公民館 (042-488-2698)	
事務事業名	地域に根差した公民館活動の推進			
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
公民館は、市民が様々な学習や文化活動を行う生涯学習の場として、また、生活文化を高め地域の連帯を深める事業を行う場として親しまれている社会教育施設であり、市内3箇所で開催している。 公民館の運営に当たっては、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について、調査審議するため、公民館の利用団体や有識者等から成る調布市公民館運営審議会を設置しているほか、各公民館において、日頃から各施設を利用している団体等を集めて利用者懇談会や3館合同の利用団体連絡会を開催し、得られた意見等を運営に反映している。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	8回	67	公民館運営審議会 (傍聴者18人)
事業実施段階	説明会・意見交換会	4回	123	東部公民館利用者懇談会 (2回開催 60人参加) 西部公民館利用者懇談会 (1回開催 35人参加) 北部公民館利用者懇談会 (1回開催 28人参加)
事業評価の段階	説明会・意見交換会	12月18日	15	3館（東部・西部・北部）合同 利用団体連絡会（東部公民館）
合 計			205 人	
<b>多様な市民参加を得るに当たっての課題と対応、実施段階ごとの課題と工夫（参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）</b>				
公民館運営審議会は、委員が参加しやすいよう、年6回の定例会について開催の曜日と時間をあらかじめ決めて開催している。また、開催場所は市内3箇所ある各公民館を輪番で開催地として偏らないようにしている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、公民館運営審議会第4回定例会を延期し、第5回と併せて開催した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市立図書館協議会	所管部課名	教育部 図書館	
事務事業名	調布市立図書館協議会	電話番号	042-441-6181	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関とする。				
<b>実施段階ごとの市民参加手続</b>				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月29日、10月21日、 1月20日	30	調布市立図書館協議会 (傍聴者1人)
合 計			30 人	
<b>多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）</b>				
図書館条例施行規則第14条に基づき、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から委員を委嘱し、幅広い教育関係者等からの質問、要望、意見を収集し、図書館に関する情報提供を行った。 さらに、開催に当たっては、学校及び社会教育関係の会議が重複しない日程で実施している。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年4回開催のうち、第1回協議会は実施を中止とした。また、令和4年1月20日実施の第4回からは、オンラインでの出席を可能とした。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。



市民参加手続 実践事業名	図書館利用者懇談会	所管部課名	教育部 図書館	
事務事業名	成人利用者の読書活動の推進	電話番号	042-441-6181	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
図書館運営に、より多くの市民、利用者の声が直接反映できるように、中央図書館と分館を会場にあらかじめ設定したテーマに沿って意見交換を行う利用者懇談会を実施している。第1部では、テーマを「コロナ禍の図書館活動を振り返って」とし、令和2年度のコロナウイルス感染拡大防止のための国や東京都及び市の対応や、それに伴う図書館の対応を説明した。第2部では「令和2年度図書館事業報告」、「令和3年度調布市立図書館事業計画」の概要を説明した後、図書館へのご要望・ご質問等を含めた意見交換を実施した。その他、利用支援サービス利用者懇談会も開催した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	説明会・意見交換会	11月25日	3人	図書館利用者 (文化会館たづくり)
合 計			3 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止したが、令和3年度は時間を2時間から1時間に短縮し、定員も減らして事前申込制で参加者を募集した。11月18日に調和分館でも開催を予定したが、申込みがなかったため中止とした。				

市民参加手続 実践事業名	調布市文化財保護審議会	所管部課名	教育部 郷土博物館	
事務事業名	文化財保護事業	電話番号	042-481-7656	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市文化財保護審議会は、市内の文化財について、その保存及び活用を目的に審議を行う機関であり、教育委員会の諮問に依りて調査審議し、答申を行う。学識経験者等で構成されており、市民の文化財への関心を高め、その保護に資するよう会議を一部公開している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	30	文化財保護審議会 (傍聴者0人)
合 計			30 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、座席の間隔を空ける、会議時間を短縮するなどの対策を行ったうえで会議を開催した。 コロナ禍においてもより多くの市民の方に傍聴してもらえるよう、開催方法を工夫する。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。  
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。